

協議第 2 号

合併協定項目の調整方針について

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会における合併協定項目の調整方針について、別紙資料に基づき協議に付する。

平成 15 年 8 月 18 日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

合併協定項目の調整方針

1. 目的

大平町・岩舟町・藤岡町（以下「3町」という。）の行政はこれまでの長い歴史の中で運営されてきたものであり、その住民サービスや負担水準には差異がある。

3町が合併する場合、各町で実施している行政制度や事務事業等は、住民生活に支障のないよう、一本化の調整を行う必要があるため、合併協定項目の調整方針を定めるものとする。

2. 基本的な考え方

合併協定項目の協議にあたっては、これまでの3町で行われてきたまちづくりの経過を尊重しつつ、地方分権が進むなかで、今後自治体はどうあるべきかの視点に立ち、新市における速やかな一本化と新たなまちづくりを進めるため、次の6つの原則に基づき調整を図るものとする。

一体性確保の原則

住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、保健・福祉サービス、各種公共施設の利用など、合併直後から住民生活に深く関わりのある事項については、サービスの提供に混乱をきたさぬよう、速やかな一体性の確保に努めるものとする。

住民福祉向上の原則

現在、3町で行っている各種住民サービスについて、そのサービスに差異があるものについては、現行のサービス水準を低下させないことを原則に、一元化に努めるものとする。

負担公平の原則

地方税や保育料、手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

健全な財政運営の原則

新市の財源確保と、効率的な予算執行を目指し、地方分権社会に対応した健全な財政運営に努めるものとする。

行政改革推進の原則

行政改革の観点に立ち、事務事業の見直しに努めるものとする。

適正規模準拠の原則

新市の人口や面積等の規模に見合った、行財政運営を行うことを基本に、規模が類似した他市の状況も考慮して、事務事業の見直しに努めるものとする。

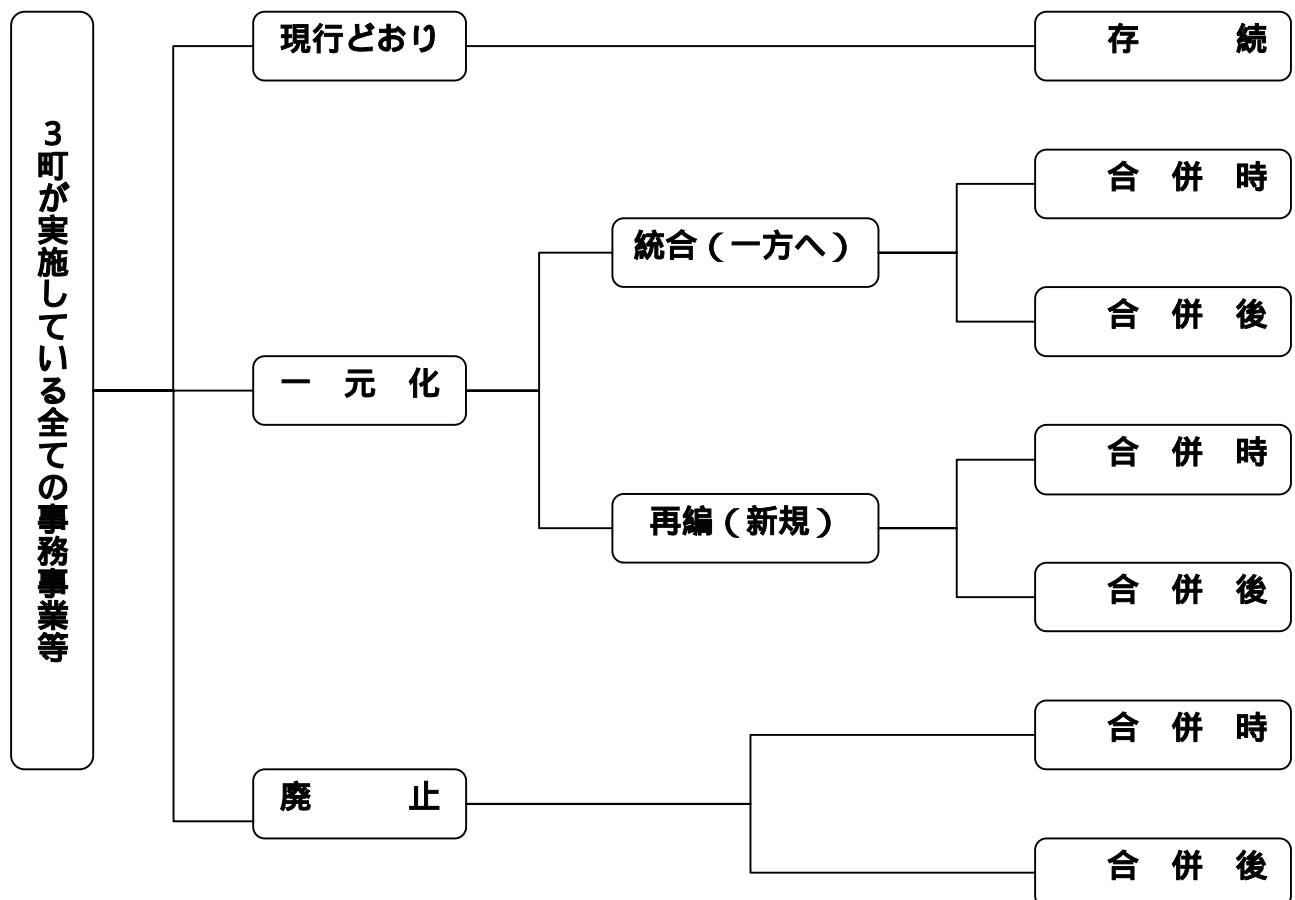
3. 具体的な調整方針

住民生活に深く関わりのある項目については、試算可能なものは具体的に提示し、住民の負担増を伴うものについては具体的な理由を明示して調整を図るものとする。

また、合併協議会では基本的な方針を協議することとし、詳細は行政事務レベルで調整を図るものとする。

調整方針は、おおむね次の分類によって協議、決定していくものとする。

調整方針の分類



現行のとおりとする

制度、内容ともに3町同一であるため、合併時からそのまま新市へ移行することが適当な事項に用いる。(例：現行どおり新市に引き継ぐ)

合併時に統合する

3町それぞれに制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項、かつ合併時から必要な事項で、いずれかの町の例により調整するものに用いる。(例：町の例により合併時まで調整する)

合併後に統合する

3町それぞれに制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、当分の間は旧町の制度をそのまま適用することが適当な事項で、合併後いずれかの時点で統合しなければならないものに用いる。(例：当面現行どおりとし、合併後年を目途に調整し、統一を図るものとする)

合併時に再編する

3町それぞれに制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項、かつ合併時から必要な事項で、いずれの町の例にもよらず、まったく新しく制度化するものに用いる。(例：合併時まで調整し、新たに定める)

合併後に再編する

3町それぞれに制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、合併時から施行するよりも、新市において状況を見ながら策定した方が適当な事項に用いる。(例：当面現行どおりとし、新市において調整のうえ新たに定める)

合併時に廃止する

3町それぞれに制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、社会情勢等の変化により、必要性がなくなり、合併時に廃止することが適当な事項に用いる。(例：合併時に廃止する)

合併後に廃止する

3町それぞれに制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、当分の間は旧町の制度をそのまま適用し、合併後いずれかの時点で廃止する事項に用いる。(例：当面現行どおりとし、合併後廃止の方向で調整する)